

入札監理小委員会における審議結果報告 理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持 管理業務

国立研究開発法人理化学研究所の理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営維持管理業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○ 事業概要

本業務は、国立研究開発法人理化学研究所が保有する大規模計算機システム（スーパーコンピューター「富岳」）を運用するための施設運営と維持管理を行う。「富岳」への膨大な電力供給と同時に発熱の冷却を行う業務であり、監視制御設備、コジェネレーションシステム設備（CGS）、熱源設備、空調設備、電気設備、給排水設備等の「点検、運転、操作、監視及び保守」を確実に行うことで、それらの機能を常に良好な状態に維持させるものである。また、非常時・緊急時は即座に状況を把握し、短時間で上記の設備の運転復旧を行う。

○ 実施施設

対象施設等：兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-26 他

国立研究開発法人理化学研究所 計算科学研究センター

研究棟、計算機棟、熱源機械棟、特高施設、屋外熱源機置き場

○ 事業期間

2023年4月1日～2025年3月31日（2年間）

○ 事業の目的

スーパーコンピューター富岳を安定稼働させるため、計算科学研究センター（以下「R-CCS」という。）の施設を受注者が適切かつ確実に「点検、運転、操作、監視及び保守」を行い、その機能を常に良好な状態に維持させることを目的とする。

(2) 選定の経緯

1者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、公共サービス改革基本方針（令和3年7月9日閣議決定）において市場化テストの対象に選定され、今回が市場化テスト1期目となる。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- ・確保されるべきサービスの質の設定に、定量的な目標を設定。

- (【資料 1-2】 1/59 頁)
- ・競争参加資格を「A等級」から「A、B又はCの等級」に緩和
(【資料 1-2】 3/59頁)
- ・入札スケジュールを1か月程度前倒し、引継ぎ期間を2か月程度確保
(【資料 1-2】 3/59 頁)
- ・従来の実施状況の開示。詳細は閲覧可とした。
(【資料 1-2】 5/ 59頁)
- ・追加で発生する業務（費用別途支払）について仕様書に明確化。
(【資料 1-2】 19、20、21、23、24/ 59頁)
- ・総合評価項目の加点項目から、第1種エネルギー指定工場の施設管理業務の実績、コジェネレーション設備を持つ施設の管理実績を削除した。
(【資料 1-2】 51/59頁)
- ・総合評価の評価基準を明確化した。(【資料 1-2】 52、53/59 頁)

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

膨大な電力供給と発熱の冷却等、業務に特殊性があるが、質の達成のためにはどの部分に気をつけなければならないかわかるよう、業務の詳細を開示してほしい。

【対応 1】

施設の特異性を踏まえ運用方法等がわかるような業務の概要資料を説明会用のHPで公表することにした。

【論点 2】

非常時・緊急時の対応として、「応急措置、危険防止措置にかかる費用は、R-CCSの担当者との協議による」とあるが、どのような措置に対して協議を行うのか、具体的な例を記載した方がよい。

【対応 2】

応急措置、危険防止措置の対象となる具体的な状況を追記するとともに、応急措置は誰が実施するのか、どの段階で協議を行うのかについても明記した。(【資料 1-2】 19/59 頁)

【論点 3】

業務責任者・業務副責任者に求める要件として、「受変電設備、自家発電設備業務の点検業務について、概ね実務経験年数15年程度」の要件があるが、「15年」は長いため、参入障壁になるおそれがある。最低限必要な実務経験を要件として設定した方がよい。

技術員に求める実務経験年数5年以上10年未満についても同様に、できるだけ障壁にならないような要件の設定をした方がよい。

【対応 3】

「実務経験年数 15 年程度」は、「建築保全業務積算要領」に基づいて設定している要件であるためそのまま残すこととし、「実務経験年数 15 年程度」に代わる選択的な要件として、必要とする具体的な業務経験の内容を仕様書に追記し、実務経験年数を満たしていない場合でも要件をクリアできるよう緩和した。

(【資料 1-2】 22、23/59 頁)

【論点 4】

業務責任者・業務副責任者に求める要件「自社内実務経験が 3 年以上の者」について、異なる勤務先での経験を合算して 3 年以上勤務とすることは可能か。

【対応 4】

業務責任者・業務副責任者は、自社内業務に精通した上で指導を行う立場であることから、異なる勤務先での実務経験年数の合算はしないこととした。(【資料 1-2】 22、23/59 頁)

【論点 5】

「電気主任技術者・ボイラー・タービン主任技術者」は、電気事業法により事業用電気工作に該当する発電設備の維持及び保安の監督のため、選任を義務づけられている。そのため、仕様書には「電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を R-CCS 職員から選任できない場合は、契約後に『業務責任者、業務副責任者、技術員』以外から選任できること」として業務の条件に定められているところであるが、「ボイラー・タービン主任技術者」資格を持っている会社は少ないということから参入障壁となるため、この要件については削除することはできないか。

【対応 5】

「電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者」を職員から選任できない場合は、R-CCS が別途選任、配置することとし、仕様書から上記の要件を削除した。

4. パブリックコメントの対応について

令和 4 年 8 月 5 日（金）～令和 4 年 8 月 26 日（金）までパブリックコメントを実施し、意見はなかった。